告示

○国家公安委員会告示第一号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があつたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月十九日　　国家公安委員会委員長　小此木八郎

名簿記載者公告番号　ＱＩ―206（セイファッラー・ベン・ハシン（SEIFALLAH BEN HASSINE））

1　変更前

氏名　セイファッラー・ベン・ハシン（SEIFALLAH BEN HASSINE）

別名　(a)セイフ・アッラー・ベン・ホシン（Seif Allah ben Hocine）　(b)サイファッラー・ベン・ハシン（Saifallah ben Hassine）　(c)サイフ・アッラー・ウマル・ビン・ハサイン（Sayf Allah 'Umar bin Hassayn）　(d)サイフ・アッラー・ビン・フサイン（Sayf Allah bin Hussayn）　(e)アブ・イッヤード・アル・チュニジ（Abu Iyyadh al-Tunisi）　(f)アブ・イヤド・エル・トゥンジ（Abou Iyadh el-Tounsi）　(g)アブ・アッヤード・アル・チュニジ（Abu Ayyad al-Tunisi）　(h)アブ・アーヤド（Abou Aayadh）　(i)アブ・イヤド（Abou Iyadh）

旅券番号　不明

住所　不明

名簿に記載された年月日　2014年９月23日（2017年２月15日に改訂）

その他参考となるべき事項　チュニジア・コンバタント・グループ（ＱＥ―24）の結成者であり、チュニジアのアンサール・アル・シャリア（ＱＥ―67）の指導者。2013年８月23日にチュニジア第一審裁判所が逮捕令状を発行。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/un/5817982

2　変更後

氏名　セイファッラー・ベン・オマル・ベン・モハメド・ベン・ハシン（SEIFALLAH BEN OMAR BEN MOHAMED BEN HASSINE（original script：سيف الله بن عمر بن محمد بن حسين））

別名　(a)セイフ・アッラー・ベン・ホシン（Seif Allah ben Hocine）　(b)サイファッラー・ベン・ハシン（Saifallah ben Hassine）　(c)サイフ・アッラー・ウマル・ビン・ハサイン（Sayf Allah 'Umar bin Hassayn）　(d)セイファッラー・ベン・アモール・ベン・ハシン（Seifallah ben Amor ben Hassine）　(e)サイフ・アッラー・ビン・フサイン（Sayf Allah bin Hussayn）　(f)アブ・イッヤード・アル・チュニジ（Abu Iyyadh al-Tunisi）　(g)アブ・イヤド・エル・トゥンジ（Abou Iyadh el-Tounsi）　(h)アブ・アッヤード・アル・チュニジ（Abu Ayyad al-Tunisi）　(i)アブ・アーヤド（Abou Aayadh）　(j)アブ・イヤド（Abou Iyadh）

旅券番号　チュニジア旅券番号　G557170（1989年11月16日発行）

住所　(a)60 Rue de la Libye, Hammam Lif, Ben Arous, Tunisia　(b)Libya（2017年７月時点で居住している可能性のある場所）

名簿に記載された年月日　2014年９月23日（2017年２月15日及び2017年12月26日に改訂）

その他参考となるべき事項　チュニジア・コンバタント・グループ（ＱＥ―24）の結成者であり、チュニジアのアンサール・アル・シャリア（AAS-T）（ＱＥ―67）の指導者。2013年８月23日にチュニジア第一審裁判所が逮捕令状を発行。ＩＤ番号：チュニジア国民ＩＤカード番号05054425（2011年５月３日、Hammam Lifにて発行）。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/un/5817982

○国家公安委員会告示第二号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年一月十九日　　国家公安委員会委員長　小此木八郎

氏名　ザイン・アル・アビディン・ムハンマド・フセイン（ZAYN AL-ABIDIN MUHAMMAD HUSSEIN）

名簿に記載された年月日　2001年１月25日（2003年４月10日、2006年７月25日、2007年４月23日、７月18日、７月27日、2009年７月17日及び2010年12月15日に改訂）

名簿記載者公告番号　ＱＩ－４

○外務省告示第十二号

国際連合安全保障理事会決議第千五百十八号に基づき設立された同理事会委員会が平成二十九年十一月二十四日に行つた決定に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件（平成二十二年七月外務省告示第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月十九日　　外務大臣　河野　太郎